

## 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と協同組合秋田県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、秋田県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における炊き出しの実施について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、秋田県内において、災害が発生し、かつ、市町村へ災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、甲と乙が相互に協力して行う炊き出しの実施に関して必要な事項を定め、もって避難所等の生活環境の改善を図ることを目的とする。

### （対象）

第2条 この協定における炊き出しの対象は、災害救助法第4条第1項第2号に規定する炊き出しとする。

### （要請）

第3条 甲は、市町村が開設した避難所又は避難場所（以下「避難所等」という。）において避難者へ食事の提供を必要とするときは、乙に対し、避難所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施について協力を要請することができる。

### （要請に基づく措置）

- 第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙に加盟する会員のキッチンカーにより、避難所等において優先的に炊き出しを実施するよう努めるものとする。
- 2 乙が炊き出しを実施する場合に要する物資は、原則として、乙が調達し、輸送するものとする。
- 3 乙は、食品表示法（平成25年法律第70号）に定める加工食品のアレルギー表示対象品目について、表示し、又は利用者に通知するなどして、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 4 乙は、炊き出しを行う場合において、衛生管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 5 甲は、乙が前条の規定による要請を受けて炊き出しに使用する車両について、優先的に通行できるよう配慮するものとする。

### （物資の提供）

第5条 甲は、乙が第3条の規定による要請に応じて炊き出しを実施する場合において、必要な物資が不足するときは、甲が締結している応援協定等により調達した物資を乙に提供することができる。

### （実施報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請に応じて炊き出しを実施したときは、甲に対し、速やかに報告するものとする。

### （費用の負担）

第7条 乙が第3条の規定による要請に応じて実施した炊き出しに要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、炊き出しの終了後、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （費用の請求及び支払）

第8条 甲は、前条において決定した費用について乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （秘密保持）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、当該協定の終了後においても、当該活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

### （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、当該協定の締結の日から令和8年3月31日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上各自1通を保有するものとする。

令和7年 6 月 9 日

甲：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

鈴木健太

乙：秋田県秋田市大町五丁目2番32号

協同組合秋田県キッチンカー協会

理事長

石田隆一